

第3期 苫小牧市役所エコオフィスプラン

【令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）】



令和2年（2020年）4月

苫小牧市

第1章 基本事項	2
1 背景	2
2 目的	2
3 地球温暖化に関する国内外の動向	3
(1) 国際的な動向	3
(2) 国内の動向	3
第2章 温室効果ガス排出状況	4
1 これまでの計画の概要及び結果	4
(1) 第1期苫小牧市役所エコオフィスプラン	4
(2) 第2期苫小牧市役所エコオフィスプラン	5
2 目標達成に向けた取組の評価	6
3 温室効果ガス排出に関する分析	6
第3章 第3期苫小牧市役所エコオフィスプラン	8
1 上位計画や関連計画との位置付け	8
2 基準年度	8
3 計画の期間	8
4 対象範囲	8
(1) 対象施設	8
(2) 対象とする温室効果ガス	8
5 温室効果ガス排出量の算定方法	9
6 目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 削減目標	9
7 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 目標達成に向けた取組	10
8 進捗管理の体制	13
(1) 推進体制	13
(2) 役割	13
9 点検・評価	14
(1) エネルギー使用量の報告	14
(2) 取組実態調査の実施	14
(3) 取組による進捗状況の管理	14
(4) 改善措置等	14
(5) 報告	14
(6) 公表	14
別表1	15
別表2	18
資料編	
温室効果ガス排出量算定に要する係数について	20

第1章 基本事項

1 背景

地球温暖化は人為起源による化石燃料の使用や森林の減少などによる温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が高まったことが原因であるとされており、平均気温の上昇、異常気象、農作物や生態系への影響など、私たちの生活へ大きな影響が及ぶ可能性がある環境問題です。

このような中、平成27年（2015年）11月30日フランスのパリで開かれた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとしてパリ協定が採択されました。我が国においては国内の排出削減・吸収量の確保により温室効果ガス削減目標を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比26%の削減することとする約束草案を決定しています。また、地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項により、事務事業による温室効果ガスの排出削減に関する計画の策定が義務付けられていることから本計画を策定するものです。

2 目的

本市は平成23年度（2011年度）に、苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画とエネルギー使用の合理化に関する取組方針を一本化し地方公共団体実行計画（事務事業編）となる苫小牧市役所エコオフィスプラン（計画期間：平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度））を策定し、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減に取り組みました。また、平成26年度（2014年度）に取組内容や目標の一部を見直し、「第2期苫小牧市役所エコオフィスプラン」（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）（以下「第2期エコオフィスプラン」））を策定し取組を継続してきたところです。第2期エコオフィスプランの計画期間が令和元年度（2019年度）で終了することから、「第3期苫小牧市役所エコオフィスプラン」を策定し、地方公共団体が実施している事務事業に関し温室効果ガスの削減と地域住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことで、地域全体で温室効果ガス排出量削減への気運を高め、本市が一体となり地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととします。

3 地球温暖化に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

地球温暖化に対する国際的な取組は、平成 4 年（1992 年）の国連環境開発会議で地球温暖化による影響を防止するための「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され認識をされるようになりました。その後、平成 9 年（1997 年）先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」の合意、平成 27 年（2015 年）には途上国を含めたすべての条約国が参加し、自主的な削減目標と実施状況の報告等を行い、世界共通の長期目標として気温上昇を 2℃より低く保つという目標を設定したパリ協定や持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため 17 のゴールと 169 のターゲットからなる国際社会共通の目標である SDGs「持続可能な開発目標」が採択されるなど、国際的に地球温暖化防止に向けた取組が進んでいます。

(2) 国内の動向

日本は平成 9 年（1997 年）の地球温暖化防止京都会議（COP3）で、第一約束期間（平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年））の間に温室効果ガスを基準年（平成 2 年（1990 年））比で 6%削減することを国際社会に公約し対策を進めてきました。その後、国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた「温対法」を策定し、平成 27 年（2015 年）には国連気候変動枠組条約第 21 回締約国際会議（COP21）の開催に先立ち、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」（国内の温室効果ガス排出を令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比 26%削減を目標）を国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。パリ協定や日本の約束草案を踏まえて策定された地球温暖化対策計画では、中間目標として令和 12 年度（2030 年度）に 26%削減、長期目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指すことを位置付けています。排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源 CO₂のうち、業務その他部門は約 40%削減の目標となっています。

第2章 温室効果ガス排出状況

1 これまでの計画の概要及び結果

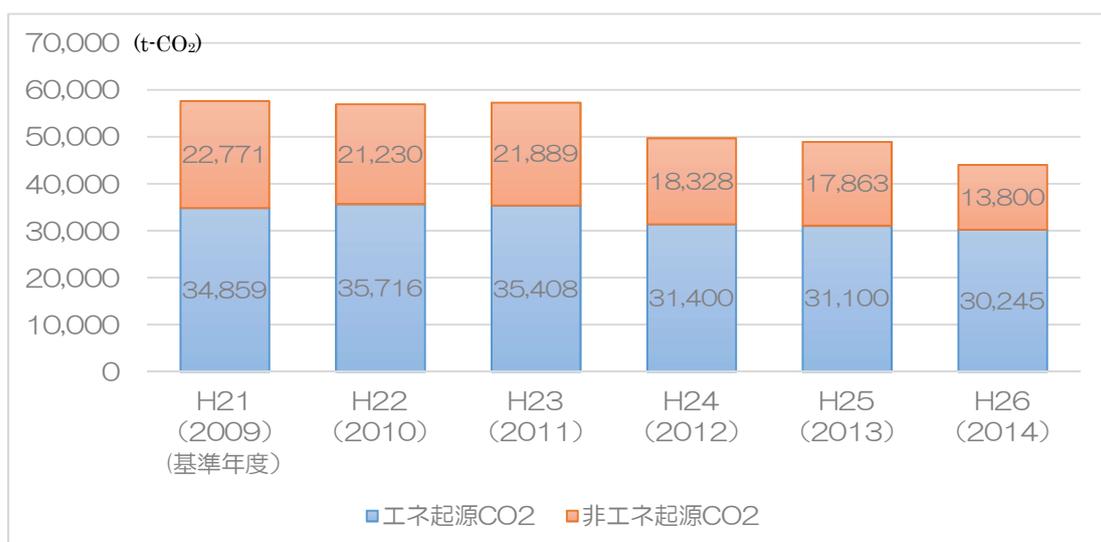
(1) 第1期苫小牧市役所エコオフィスプラン

- 基準年度 平成21年度（2009年度）
- 計画期間 平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）
- 目標 エネ起源CO₂及び非エネ起源CO₂の総排出量を基準年度比18%削減
エネルギー消費量5%削減（各部消費原単位）

○結果及び排出推移

第1期では、平成26年度（2014年度）の本市におけるCO₂排出量を基準年度（平成21年度（2009年度））比18%削減することを目標として取組を行った結果44,045t-CO₂（エネ起源30,245t-CO₂、非エネ起源13,800t-CO₂ 第1期温室効果ガス排出量推移（図表1））となり、基準年度比約23.6%の削減となりました。エネルギー消費量については、各部における消費原単位では施設の新設等もあり目標値に至らない箇所もありましたが、市全体では基準年度比10.1%の削減が図られました。

削減の主な要因は、エネルギー起源CO₂では、設備更新や運用方法の改善、職員の節電・省エネへの取組と平成24年度（2012年度）から市営バス事業を民間事業者へ譲渡したことが考えられ、非エネルギー起源CO₂では、平成22年（2010年）4月からのプラスチックの資源回収及び平成25年（2013年）7月からの家庭ごみ有料化により、プラスチックごみの焼却量が減少したことが考えられます。



図表1 第1期温室効果ガス排出量推移

(2) 第2期苫小牧市役所エコオフィスプラン

○基準年度 平成25年度（2013年度）

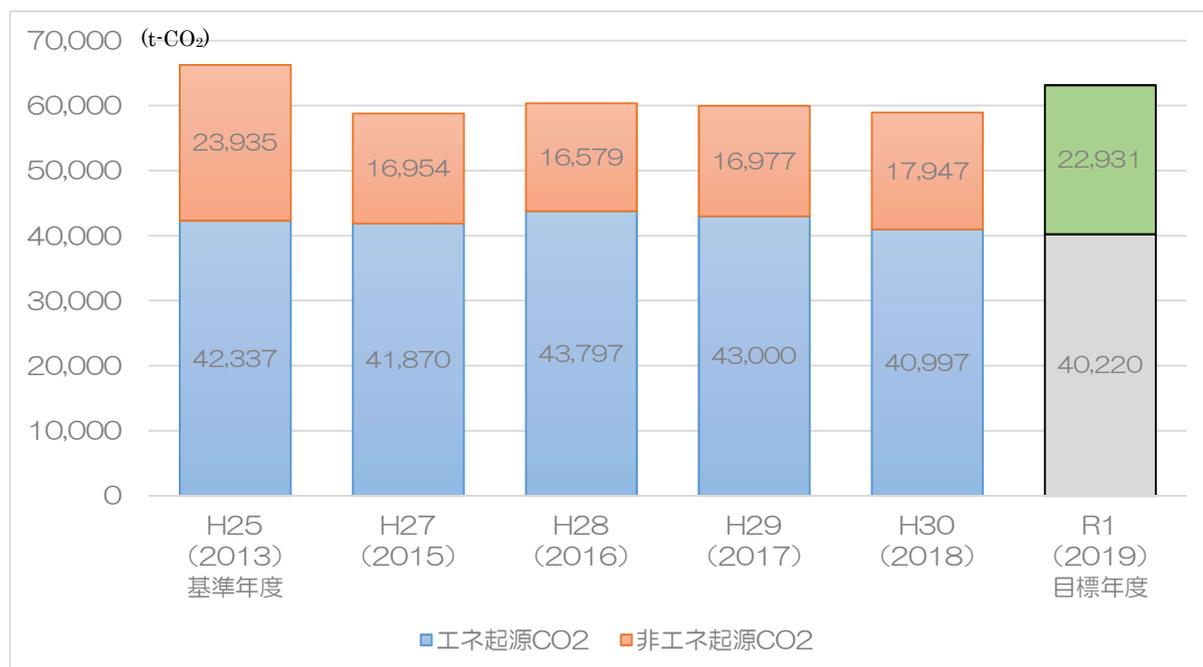
○計画期間 平成27年度（2015年度）～令和1年度（2019年度）

○目標 エネ起源CO₂及び非エネ起源CO₂の総排出量を基準年度比5%削減

○結果及び排出推移

第2期の計画期間は、令和1年度（2019年度）末までとなっていることから、プランの評価を行うことはできませんが、直近年度である平成30年度（2018年度）実績では58,944t-CO₂（エネ起源40,997t-CO₂、非エネ起源17,947t-CO₂ 第2期温室効果ガス排出量推移（図表2））となり、基準年度比11.1%の削減となっています。

削減の主な要因は、第2期温室効果ガス排出量推移（図表2）のとおり非エネルギー起源CO₂の削減によるもので、これは平成25年（2013年）7月から開始した家庭ごみ有料化により、プラスチックごみの焼却量が減少したことによるものであると考えられます。またエネルギー起源CO₂については、年度による増減はありますが、減少傾向にあります。これは設備改修時の省エネ設備導入や継続した省エネの取組によるものであると考えられます。



図表2 第2期温室効果ガス排出量推移

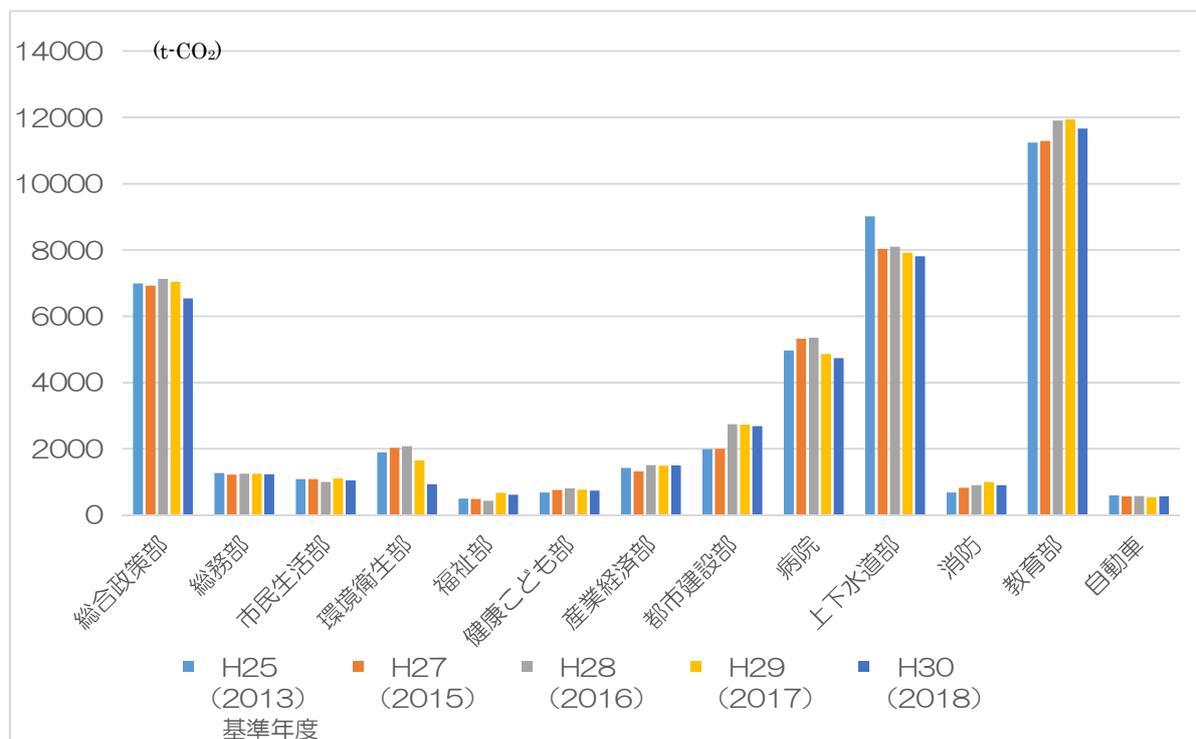
第2期は対象施設数及び電力排出係数の上昇により排出量が第1期より増加しています。

2 目標達成に向けた取組の評価

第2期エコオフィスプランでは、削減目標を達成するため、項目別に取組内容を例示し省エネルギー推進を図ってまいりました。エコオフィスプラン改定にあたり取組内容のうち41項目について、職員個々の取組に対する評価調査を実施し、30項目で8割以上の職員が取組を行ったとの結果となりました。一方で項目により個人では取り組むことが出来ないものもありますが、「エコタップを活用し待機電力を削減する。」「公共交通機関などを利用し、エコ通勤に取り組む。」などを含む6項目で3割の職員が取り組んでいない、取組を知らないとの結果でありました。取組を知らないとの回答については、エコオフィスプランに対する職員の意識の低下が懸念されます。省エネルギーは職員一人ひとりの取組が必要となり、職員への周知方法と取組の推進方法について検討が必要です。

3 温室効果ガス排出に関する分析

第2期エコオフィスプラン計画期間における各部温室効果ガス排出量推移（図表3-1、3-2）をグラフと表で示します。年度によるばらつきはありますが、基準年度比較では概ね横ばいもしくは若干の減少傾向となっています。一方で大きく増加している年度もありますが、これは基準年度以降の対象施設増加などによるものです。平成30年度（2018年度）の本市事務事業による温室効果ガス排出量58,944t-CO₂の排出源内訳（図表4）はエネルギー起源CO₂が69.5%、その内電気の使用による排出が63.7%となっており、電気使用量の削減が温室効果ガス削減に大きく影響することとなります。

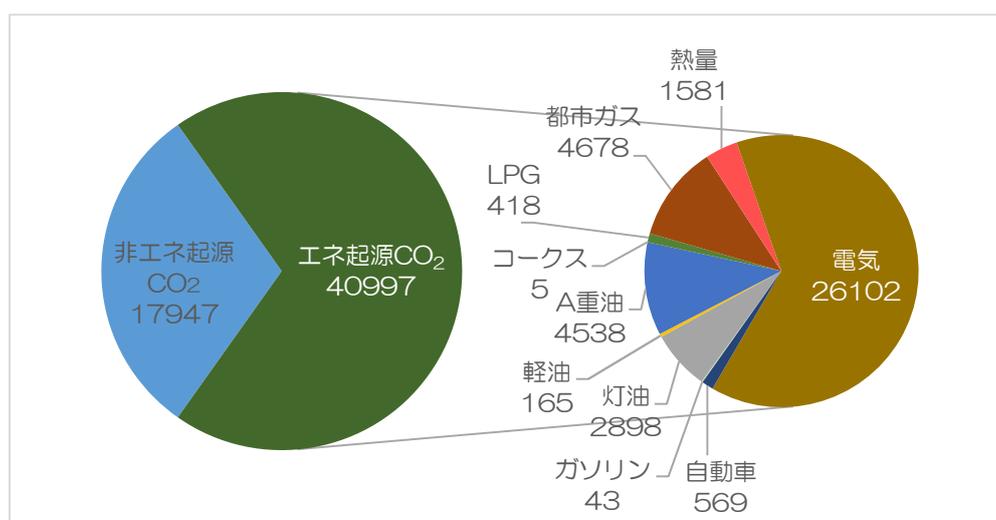


図表 3-1 温室効果ガス排出量推移グラフ

(単位：t-CO₂)

区分	H25(2013)	H27	H28	H29	H30	H30(2018)
	基準年度	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	基準年比
総合政策部	6,989	6,923	7,129	7,044	6,537	-6.5%
総務部	1,272	1,221	1,249	1,253	1,230	-3.3%
市民生活部	1,084	1,089	1,004	1,103	1,054	-2.8%
環境衛生部	1,895	2,032	2,079	1,659	936	-50.6%
福祉部	496	488	431	673	619	24.8%
健康こども部	680	760	806	768	738	8.5%
産業経済部	1,425	1,317	1,513	1,492	1,501	5.3%
都市建設部	1,994	2,001	2,747	2,738	2,688	34.8%
病院	4,969	5,330	5,352	4,865	4,742	-4.6%
上下水道部	9,015	8,030	8,096	7,916	7,808	-13.4%
消防	687	824	909	1,002	908	32.2%
教育部	11,239	11,287	11,904	11,947	11,667	3.8%
自動車	592	568	578	540	569	-3.9%
エネ起源CO ₂ 計	42,337	41,870	43,797	43,000	40,997	-3.2%
非エネ起源CO ₂	23,935	16,954	16,579	16,977	17,947	-25.0%
CO ₂ 合計	66,272	58,824	60,376	59,977	58,944	-11.1%

図表 3-2 温室効果ガス排出量推移



図表 4 平成 30 年度 (2018 年度) 温室効果ガス排出量の内訳

第3章 第3期苫小牧市役所エコオフィスパラン

1 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、本市の事務・事業に関して温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、国の地球温暖化対策計画に基づき策定するものです。温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量と密接に関係しており「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネ対策と本市環境行政の基本的な計画である「苫小牧市第3次環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）と整合を図り総合的に取り組みます。

2 基準年度

我が国の地球温暖化に関する総合計画である地球温暖化対策計画及び地方公共団体実行計画区域施策編にあたる環境基本計画での基準年度である平成25年度（2013年度）とします。

3 計画の期間

目標年度は環境基本計画と整合を図り令和7年度（2025年度）とし、計画期間は令和2年度（2020年度）からの6年間とします。ただし、法令の改正や社会経済情勢の変化などがあった場合、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 対象範囲

(1) 対象施設

苫小牧市が行う全ての事務・事業を対象とし、省エネ法定期報告での算入範囲と同一とします。（指定管理者制度導入施設及び市施設内に入居しているテナント^{※1}を含む。）

対象施設は別表1のとおりとします。

※1 テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する。管理権原とは設備の設置・更新権限を持ち、当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの算定対象は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、図表5のとおり二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄となりますが、二酸化炭素以外については、排出量に占める割合が小さいことから算定対象外とします。

ガス種別	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、電気の使用	1
	廃棄物の焼却など	
メタン (CH ₄)	自動車の走行、下水等の処理	25
	廃棄物の焼却	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、笑気ガスの使用	298
	下水等の処理、廃棄物の焼却	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用・廃棄など	12~14,800
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造プロセスなど	7,390~17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	SF ₆ が封入された電気機械器具の使用	22,800

図表 5 温室効果ガス一覧

5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、燃料使用量に燃料ごとの排出係数を乗じて算定します。排出係数は年度ごとに環境省が公表する排出係数を使用し算出することで、年度ごとの実排出量が算出されますが、排出係数の変動により取組効果の評価が困難となることから、基準年度の排出係数に固定することとします。

6 目標

(1) 目標設定の考え方

本市の地球温暖化対策に関する計画として、「環境基本計画」があります。この計画は本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であることから、環境基本計画と整合を図り、これまでの取組による成果や今後の目標達成に係る実現可能性を考慮し設定します。

(2) 削減目標

地方公共団体の事務事業は業務その他部門に分類されることから、エネルギー起源 CO₂削減率は環境基本計画業務部門の二酸化炭素排出量削減率を適用し、基準年度比で令和 7 年度（2025 年度）に 4.6%削減を目標とします。なお、非エネルギー起源 CO₂ は一般廃棄物処理基本計画での焼却処理量目標数値である 45,300t/年より算出した 33.6%とします。

種別	基準年度	目標年度 令和7年度（2025年度）		
	H25年度(2013年度)	削減率	目標値	目標値
市長部局	30,507	△4.6%	29,104	△1,403
	11,238		10,721	△517
	592		565	△27
エネ起源CO ₂ 計	42,337		40,390	△1,947
非エネ起源CO ₂	23,935	△33.6%	15,890	△8,045
CO ₂ 合計	66,272	△15.1%	56,280	△9,992

図表 6 削減目標

7 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

第2期エコオフィスプランの平成30年度(2018年度)結果は、これまでの温室効果ガス削減に向けた取組の効果であると評価できます。新たな目標を達成するためには、職員一人ひとりによる主体的な行動の実践・継続が不可欠であり、地方公共団体は地域の温室効果ガス排出量削減の模範を示すことを求められていることから、以下の方針に沿った見直しを行います。

① 職員による「省エネ活動」の継続

これまでの取組は引き続き実践し、本プランでの取組内容は図表7のとおり職員個々が取り組むことができる項目とします。その中でも取組評価調査の結果において、「未実施」「取組を知らなかった」との回答割合が高い取組を重点取組項目とします。

② 施設設備の更新の際にエネルギー効率の高い設備の導入「設備更新」

市施設の新築・更新・改修等を行う場合は、エネルギー効率の高い機器の導入に努めます。

- LED照明化については、「苫小牧市市有施設におけるLED照明の促進に関する指針」に則り推進します。

③ 職員の意識啓発

事務事業における温室効果ガス排出量の抑制には、職員一人ひとりが、計画の趣旨や内容等を十分理解し環境に配慮した行動をとることが求められます。本計画を実効性のあるものとするため、半期ごとに全職員を対象とした取組実態調査を実施し、進捗状況等の情報共有を行い、職員の意識向上を図ります。

また、2030年までの国際目標であるSDGs「持続可能な開発目標」に向け、持続可能な近代的エネルギーの確保、持続可能な消費や生産などの目標達成に向け積極的に取組を推進します。



(2) 目標達成に向けた取組

削減目標を達成するため、市の事務・事業に係る全施設で取組項目の積極的な取組に努めます。設備更新については担当課での取組となります。

第3期エコオフィスプラン取組項目	
電力消費量の削減	
①照明	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前、昼休み、残業時は、業務に必要な照明のみ点灯する。 ・ 誰もいない会議室や給湯室など、不要場所の照明を消す。 	
②エレベーター	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階程度の移動には、エレベーターの利用を控え階段を利用する。 	
③OA機器・電気製品	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電モードを利用する。 ・ 退庁時や長時間使用しないときは電源を切る。 ・ 業務に無関係な個人用の電気製品を使用しない。 ・ エコタップ等を活用し待機電力を削減する。 	
燃焼機器等の燃料消費量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスコンロや給湯器の使用は、必要最小限をするよう努める。 	
水道使用量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用時は蛇口を開けすぎず、流しっぱなしにしない。 	
公用車の燃料使用量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブを徹底する。 ・ 用務先への距離に応じて徒歩や自転車を活用する。 	
物品購入等における取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない商品の購入に努める。（グリーン購入） 	
用紙類の使用量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面印刷や両面コピーに努める。 ・ 電子メール、電子データの活用や印刷レイアウトを工夫し、使用枚数を削減する。 ・ 用紙の裏面利用、使用済み封筒等の再利用に努める。 	
ごみの削減・分別の徹底、リサイクルの推進	
①ごみの排出量削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「庁内リユース運動」等を活用し、物品の再利用を促進する。 ・ 生ごみは、水切りをしっかりと行うなど減量化に努める。 ・ 庁外会議等では、封筒や不要な資料をもらわない。 	
②ごみの分別の徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源等の分別収集のための資源回収容器を適切に配置し、ごみの分別を徹底する。 ・ 上質古紙・割りばし・廃食油等の分別回収に努める。 	
その他の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ クールビズ・ウォームビズを推進し、消費エネルギーの削減に努める。 ・ 業務改善等を図り、休日出勤及び時間外勤務の削減に努める。 ・ 通勤の際は公共交通機関や自転車を利用するなど、エコ通勤に積極的に取り組む。 ・ マイボトル・マイはし・エコバッグを積極的に利用する。 ・ リユースびん等の再使用可能な容器包装を使用した物品の購入に努める。 	

※太字は重点取組項目です。

設備更新
・施設設備の更新の際にエネルギー効率の高い設備の導入に努める。
・新エネルギー・省エネルギー設備の導入推進に努める。
・LED照明の促進に関する指針に則った導入推進に努める。

図表 7 取組項目一覧

取組による削減効果【例】

省エネ対策については、機器の更新などによる（改修改善）と運用の見直しによる（運用改善）があります。以下に運用改善による削減効果を示します。例示（図表 8）による削減効果は取組をされる方が多ければ大きな効果となります。地球温暖化などの環境問題への対策は、主体的かつ積極的な取組が必要です。職員の皆さんの御協力をお願いします。

取組事例		エネルギー削減量	CO ₂ 削減量
照明			
使用時間を1日1時間削減する	12W蛍光灯の場合	4.38 kWh	2.96 kg-CO ₂
	54W白熱電球の場合	19.71 kWh	13.36 kg-CO ₂
パソコン			
使用時間を1日1時間削減する	デスクトップの場合	31.57 kWh	21.40 kg-CO ₂
	ノート型の場合	5.48 kWh	3.71 kg-CO ₂
モニターの電源OFFをシステムスタンバイに変更する	デスクトップの場合	12.57 kWh	8.52 kg-CO ₂
	ノート型の場合	1.50 kWh	1.01 kg-CO ₂
電器ポット・ガスコンロ			
ガスコンロの炎が鍋底からはみ出さないように調節する	沸騰させるときに強火か中火で比べた場合	2.38 m ³	5.47 kg-CO ₂
長時間電気ポットを使用しないときはプラグを抜く	6時間保温状態と、プラグを抜き保温せず再加熱した場合	107.45 kWh	72.85 kg-CO ₂
トイレ			
便座のふたを閉める	閉めた場合と開けたまま場合の比較	34.90 kWh	23.66 kg-CO ₂
暖房便座の温度を低めにする	中から弱に下げた場合	26.40 kWh	17.89 kg-CO ₂
自動車			
エコドライブの実践	ふんわりアクセル「eスタート」	83.57 l	193.88 kg-CO ₂
	加減速の少ない運転	29.29 l	67.95 kg-CO ₂
	早めのアクセルオフ	18.09 l	41.96 kg-CO ₂
	アイドリングストップ	17.33 l	40.20 kg-CO ₂

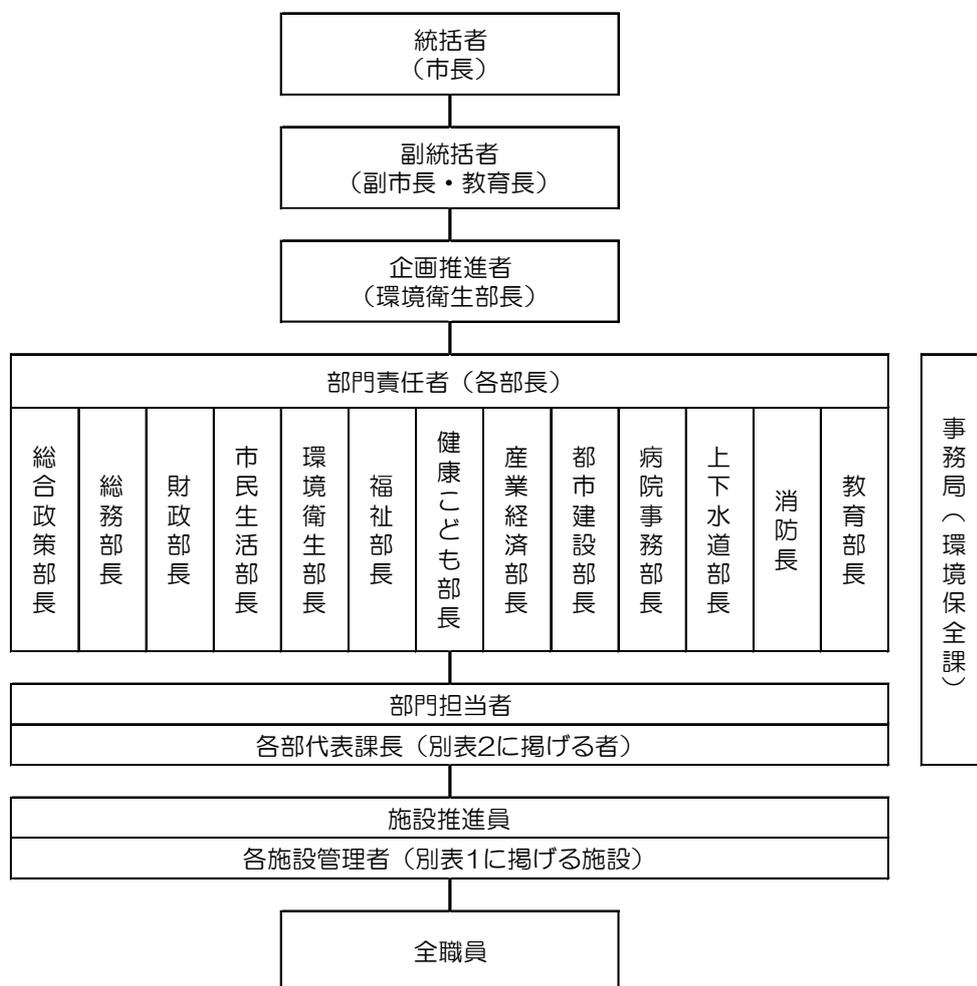
※エネルギー削減量、CO₂排出量については年間での数値です。

図表 8 取組による削減効果一覧

8 進捗管理の体制

本計画を効果的・効率的に推進するため、市長を統括者として、全庁的な体制により計画を推進します。

(1) 推進体制



図表 9 推進体制

(2) 役割

役職等	担当	職務
統括者	市長	・エコオフィスプランの統括
副統括者	副市長、教育長	・統括者の補佐
企画推進者	環境衛生部長	・エコオフィスプランの進行管理
部門責任者	各部長	・各部所管施設の推進管理
部門担当者	各部代表課長	・部門責任者の補佐
		・部内エコオフィスプラン推進に係る庶務
施設推進員	各施設管理者	・所管施設のエコオフィスプランの推進
事務局	環境保全課	・エコオフィスプランに関する庶務全般

図表 10 推進体制における役割

9 点検・評価

点検・評価は下記により行い、事務事業による温室効果ガス排出量等について公表を行います。

(1) エネルギー使用量の報告

各施設管理者は、エネルギー使用量を半期ごとに事務局へ報告を行うこととします。

(2) 取組実態調査の実施

職員の意識向上を図るため取組実態調査を半期ごとに実施します。

(3) 取組による進捗状況の管理

事務局は、施設管理者からの報告及び職員による取組実態調査結果を集計し分析を行います。

(4) 改善措置等

事務局は、進捗状況の結果を基に、各施設管理者と対策を協議し改善要請を行います。

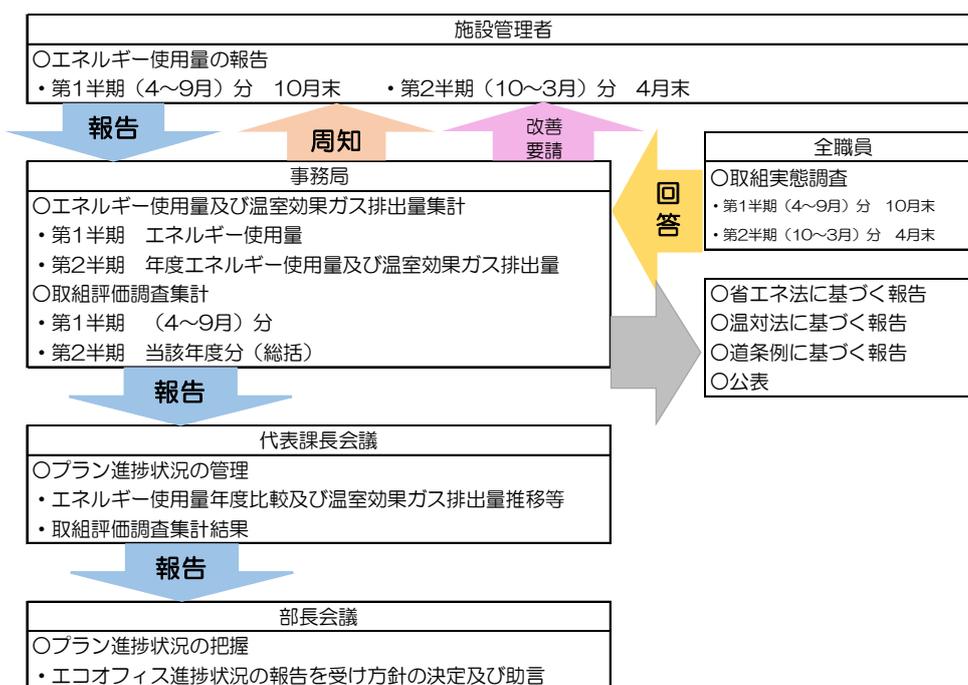
(5) 報告

事務局は、進捗状況と各施設管理者と協議した改善内容を代表課長会議、部長会議で報告を行います。

(6) 公表

進捗状況及び各年度の結果についてはホームページ、環境白書等で公表するものとします。

【点検・評価フロー】



図表 11 点検・評価フロー図

別表1 対象施設（●は指定管理者制度導入施設）

平成31年（2019年）4月1日現在

部	施設推進員	施設名
総合政策部	スポーツ都市推進課 課長	●総合体育館 ●川沿公園体育館 ●日吉体育館 ●ときわスケートセンター ●新ときわスケートセンター ●ハイランドスポーツセンター ●白鳥王子アイスアリーナ ●ダイナックス沼ノ端スケートセンター ●屋内ゲートボール場 ●アプロス日新温水プール ●清水野球場 ●とましんスタジアム ●少年野球場 ●緑ヶ丘公園陸上競技場 ●緑ヶ丘公園庭球場 ●緑ヶ丘公園サッカー場（兼ラグビー場） ●アプロス沼ノ端スポーツセンター
	まちづくり推進課 主幹	●まちなか交流センター（COCOTOMA）
総務部	総務課 課長	市役所本庁舎 市役所第2庁舎
	行政監理室 主幹	職員会館
市民生活部	市民生活課 課長	●市民会館 ●沼ノ端コミュニティセンター ●のぞみコミュニティセンター ●住吉コミュニティセンター ●豊川コミュニティセンター ●植苗ファミリーセンター
	安全安心生活課 課長	●交通安全センター
	勇払出張所 所長	勇払出張所
環境衛生部	ゼロごみ推進課 課長	沼ノ端清掃事務所 収集車庫 浄化槽、汚泥・雑排水・し尿投入槽 （西町下水処理センター内）
	施設管理課 課長	沼ノ端クリーンセンター
	環境生活課 課長	●高丘霊葬場 動物火葬場
	環境保全課 課長	市役所大気汚染測定局 双葉大気汚染測定局 勇払大気汚染測定局 沼ノ端公園大気汚染測定局 明野公園大気汚染測定局 糸井大気汚染測定局 沼ノ端航空機騒音測定局 沼ノ端東航空機騒音測定局 琥珀荘航空機騒音測定局 丹治沼航空機騒音測定局 植苗会館航空機騒音測定局 糸井航空機騒音測定局
福祉部	高齢者福祉センター 館長	教育・福祉センター
	総合福祉課 課長	生活館
	福祉ふれあいセンター 館長	●市民活動センター（ふれあい3・3） ●福祉ふれあいセンター

部	施設推進員	施設名
健康こども部	健康支援課 課長	●保健センター（ハスカッププラザ）
		●夜間・休日急病センター
	こども育成課 課長	ひまわり保育園
		みその保育園
		しみず保育園
		いとい北保育園
	青少年課 課長	住吉児童センター
		●大成児童センター
		日新児童センター
		沼ノ端児童センター
		あさひ児童センター
		錦岡児童センター
		沼ノ端児童クラブ
拓勇児童クラブ		
ウトナイ児童クラブ		
拓進児童クラブ		
●錦大沼公園青少年キャンプ場		
●北栄児童センター 沼ノ端交流センター		
産業経済部	商業振興課 課長	産業経済部駅前分室（フレンドビルテナント棟3階）
	観光振興課 課長	樽前七合目ヒュッテ
		●モーラップ樽前荘
		●ウトナイ交流センター
	農業水産振興課 課長	●樽前交流センター 浜の交流館横屋外手洗い
	工業労政課 課長	●労働福祉センター
テクノセンター 館長	テクノセンター	
公設地方卸売市場 場長	公設地方卸売市場水産物部	
	公設地方卸売市場青果部	
都市建設部	緑地公園課 課長	街区公園（計256箇所）
		近隣公園（計34箇所）
		●川浴公園
		●北光町未来の森公園
		明野北公園
		●北星公園
		●拓勇公園
		●日の出公園
		●錦大沼公園
		●出光カルチャーパーク（市民文化公園）
		●緑ヶ丘公園
		●緑ヶ丘公園展望台
		●錦大沼公園温浴施設・レストハウス（アルデン）
		●錦大沼公園オートリゾートセンターハウス、 オートキャンプ場他（アルデン）
	●サンガーデン	
	道路維持課 副主幹	道路管理事務所 苫小牧駅自由通路 沼ノ端駅自由通路
	住宅課 課長	大成管理センター
		末広管理人事務所
		住吉管理人事務所
		山手管理人事務所
		日吉光洋管理人事務所
沼ノ端管理人事務所		
勇弘管理人事務所		
明徳管理人事務所		
山手熱供給施設		
光洋・日吉団地共同浴場		

部	施設推進員	施設名
市立病院	経営管理課 課長	市立病院
		市立病院院内保育園（どんぐり保育園）
上下水道部	高丘浄水場 場長	高丘浄水場
		高丘地下水取水場
		勇振ポンプ場
		幌内ポンプ場
	錦多峰浄水場 場長	錦多峰浄水場
		錦多峰取水場
	水道管理課 課長	グリーンヒルポンプ場
		グリーンヒル高架水槽
		植苗ポンプ場
		スプリングス高丘ポンプ場
		有珠の沢増圧ポンプ所
		樽前増圧ポンプ所
		別々増圧ポンプ所
		日の出公園緊急災害対策用水道機材貯蔵庫
		錦岡オーシャンヒルズポンプ場
		錦岡地区増圧ポンプ所
配水コントロール施設		
西町下水処理センター 所長	西町下水処理センター	
	糸井中継ポンプ場	
	錦岡中継ポンプ場	
	マンホール内ポンプ所（計17箇所）	
高砂下水処理センター 所長	高砂下水処理センター	
	汐見町中継ポンプ場	
	幌内川中継ポンプ場	
	明野中継ポンプ場	
	マンホール内ポンプ所（計12箇所）	
勇払下水処理センター 所長	勇払下水処理センター	
	沼ノ端中継ポンプ場	
	マンホール内ポンプ所（計36箇所）	
消防本部	消防本部 総務課長	消防本部
		消防防災訓練センター
	消防署末広出張所 所長	消防署末広出張所
	消防署錦岡出張所 所長	消防署錦岡出張所
	消防署新富出張所 所長	消防署新富出張所
	消防署沼ノ端出張所 所長	消防署沼ノ端出張所
	消防署住吉分団詰所 総務課長	消防署住吉分団詰所
消防署日新出張所 所長	消防署日新出張所	
教育部	総務企画課 課長	明野小学校
		泉野小学校
		糸井小学校
		植苗小中学校
		ウトナイ小学校
		清水小学校
		澄川小学校
		大成小学校
		拓進小学校
		拓勇小学校
		樽前小学校
		豊川小学校
		西小学校
		錦岡小学校
		日新小学校
		沼ノ端小学校
		東小学校
		北星小学校
		北光小学校

部	施設推進員	施設名
教育部	総務企画課 課長	美園小学校
		緑小学校
		勇払小学校
		若草小学校
		明野中学校
		ウトナイ中学校
		開成中学校
		啓北中学校
		啓明中学校
		光洋中学校
		青翔中学校
		沼ノ端中学校
		東中学校
		明倫中学校
		山なみ分校
	勇払中学校	
	凌雲中学校	
	緑陵中学校	
	和光中学校	
	教育研究所 所長	教育研究所
第1学校給食共同調理場 場長	第1学校給食共同調理場	
第2学校給食共同調理場 場長	第2学校給食共同調理場	
勇払公民館 館長	勇払公民館	
美術博物館 館長	美術博物館（あみゅー）	
	勇武津資料館	
科学センター 館長	科学センター	
生涯学習課 課長	●文化交流センター（アイビープラザ）	
	●中央図書館	
	●文化会館	

別表2 部門担当者

部	部門担当者
総合政策部	政策推進課長
総務部	総務課長
財政部	財政課長
市民生活部	市民生活課長
環境衛生部	環境生活課長
福祉部	総合福祉課長
健康こども部	こども育成課長
産業経済部	港湾・企業振興課長
都市建設部	総務課長
市立病院	経営管理課長
上下水道部	総務課長
消防本部	総務課長
教育部	総務企画課長

資料編

温室効果ガス排出量算定に要する係数について

温室効果ガス排出係数

〇二酸化炭素（CO₂）基準年度平成 25 年度（2013 年度）値

エネルギー種		熱量換算係数	炭素排出係数	CO ₂ 排出係数
燃料の使用	ガソリン	34.6MJ/l	0.0183 kgC/MJ	2.32kg-CO ₂ /l
	灯油	36.7MJ/l	0.0185 kgC/MJ	2.49 kg-CO ₂ /l
	軽油	37.7MJ/l	0.0187 kgC/MJ	2.58 kg-CO ₂ /l
	A 重油	39.1MJ/l	0.0189 kgC/MJ	2.71 kg-CO ₂ /l
	コークス	29.4MJ/kg	0.0294 kgC/MJ	3.17 kg-CO ₂ /kg
	LPG	50.8MJ/kg	0.0161 kgC/MJ	3kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	46.04655MJ/m ³	0.0136 kgC/MJ	2.3 kg-CO ₂ /m ³
他人から供給された熱の使用	熱	1.36MJ		0.057kg-CO ₂ /MJ
他人から供給された電気	電気（昼買電）	9.97MJ/ kWh		0.678kg-CO ₂ /kWh
	電気（夜買電）	9.28MJ/ kWh		
一般廃棄物焼却（プラスチック類）	合成繊維以外			2.27kg-CO ₂ /kg

排出係数は上記基準年度値で固定とします。